

公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村地震防災広域連携促進臨時特別助成事業助成金
交付取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村地震防災広域連携促進臨時特別助成事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、地震防災広域連携促進臨時特別助成事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に係る事務の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 政令市及び県外市町村との連携事業についても助成対象とするが、助成額は本県市町村（政令市を除く。）負担分とする。

(対象事業)

第3条 要綱第3条の助成対象事業は、主に緊急防災対策事業とし、概ね次のとおりとする。

(1) 災害時相互応援協定事業

ア 災害時相互応援協定の締結に伴う事務費

イ 協定先との交渉に伴う交通費（ただし、助成対象は1締結につき3回までとし、1回あたり3名までとする。）

ウ 宿泊費は原則、片道400kmを超える場合に支給する。

エ 宿泊費及び食料の助成限度額は1泊につき1万円及び3千円とする。

オ 宿泊は1回につき1泊を限度とし、1回あたり3名までとする（日当は含まない。）

(2) 防災連絡網等の整備事業

ア 衛星携帯電話の購入（維持管理費は除く。）

イ 情報・通信システムの整備

ウ 広域避難場所等の周知のパンフレットの作成（県広域防災ネットワーク事業に係るものは除く。）

(3) 非常用物資備蓄事業

ア 物資の一元管理が明確であること。

イ 保管期限等の定めがある食料品等は除く。

ウ 備蓄物資の保管倉庫の購入費（土地代は除く。）

(4) その他理事長が特に適当と認めたもの。

(助成期間)

第4条 助成期間は、平成25年度から平成27年度までの3年度間とする。

(助成額)

第5条 各年度の1市町村当たりの助成額の合計額は300万円を限度とする。

附 則

この要領は、平成25年度分の助成金から適用する。